令和８年度焼津市認定こども園事業者の募集について

	事項	質問	回答	更新日
1	その他	法人登記簿謄本の取得日は令和８年７月１０日付のものでもよろしいでしょうか？この日以後の変更はありません。	募集要綱４に記載された提出書類について、特に証明書等の発行期日に関する記述はありませんが、採点等をするうえで法人の情報は重要項目の１つとなりますので、直近３か月以内に発行された証明書を添付していただくようお願いします。	10月19日
2	募集要綱２(4)「施設の利用定員」について	要綱に６０人～９０人程度となっており、人数表では概ね７０人となっていますが、７０人程度か９０にまでの定員にするのかはどちらがよろしいでしょうか？	募集要綱では、総数として60人～90人程度の範囲内としつつ、全体（１号～３号認定）の人数は75人を基準としていただくよう規定しています。これは、上記の範囲には幅があるため、基準としておおむね75人程度としているものであり、また、90人を超える規模の利用定員となりますと、計算上、保育の供給過多となってしまうおそれがあるため、多くの事業者が創設を検討しやすい比較的小規模の園を求めているものです。 なお、上記の範囲内であれば、利用定員の多寡に対する優劣はありませんので、園の運営方針等により決定していただければ結構ですが、現状では特に２号、３号認定の子どもに対する保育需要が大きいため、基準を上回る利用定員を設定する場合は、できる限り保育需要を踏まえて設定していただくようお願いします。	10月19日